

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

白川町コミュニティバススポット便実施要綱を次のように定める。

令和8年6月30日

白川町長 佐 伯 正 貴

白川町コミュニティバススポット便実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、白川町コミュニティバス条例（平成30年白川町条例第26号。以下「条例」という。）及び白川町コミュニティバス条例施行規則（平成30年白川町規則第15号。以下「規則」という。）の規定に基づき、白川町コミュニティバススポット便（以下「スポット便」という。）の適切な運営及び実務に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、条例及び規則において使用する用語の例による。

(業務委託)

第3条 町長は、条例第3条第2項及び条例第5条第1項の規定に基づき、スポット便の運行管理、車両整備、運転業務、予約受付、使用料の徴収及びデータの収集分析業務等の全部又は一部を、適切な能力を有する民間事業者（以下「受託事業者」という。）に委託することができる。

(運行時間)

第4条 スポット便の運行時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところとする。

(1) 日中運行 午前9時から午後6時まで

(2) 夜間運行 午後6時から午後10時まで

2 前項に規定する運行時間は、利用者が乗車を開始できる時間帯をいうものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、運行時間の終了時刻までに乗車を開始した利用者の運送は、当該終了時刻後であっても目的地に到着するまで行うものとする。

(利用対象者及び予約)

第5条 スポット便は、誰でも利用できるものとする。

2 スポット便の利用を希望する者は、電話等により受託事業者が運営する予約センターへ申し込むものとする。

3 受託事業者は、前項の申込を受け付けた時点で車両及び運転手の対応の可否を確認し、予約の成立又は不成立を判断し、申込みをした者に通知するものとする。

- 4 受託事業者は、前項の規定により予約不成立とした場合、その理由（車両又は運転手不足、時間外等）を記録し、町へ報告しなければならない。

（使用料の算定）

第6条 スポット便の使用料は、次項に定める利用時間に基づき、車両種別に応じた初乗り運賃（10分まで）及び延長運賃（10分を超えた1分ごとの額）の合計額とする。

- 2 前項に規定する利用時間の計測は、次に定めるところによる。

（1）計測の開始 車両が利用者の指定した乗車場所に到着した時刻とする。

（2）計測の終了 目的地において旅客の降車及び荷物の受渡しが完了した時刻とする。

（3）待機時間の扱い 発着地到着後及び運行中に利用者の都合により車両を待機させる場合において、待機時間の合計が10分を超えた場合は、当該超過時間は延長運賃の対象とする。

- 3 前2項の規定により算定した使用料の額が、1乗車につき24,200円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）を超えるときは、当該使用料の額は、24,200円とする。

（割増料金）

第7条 条例別表の(4)後段で規定するスポット便の割増料金は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条により算定した使用料の額の合計に100分の120を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

（1）前条第2項第2号に規定する計測の終了の時刻が午後6時を超えるとき。

（2）利用者全員が町外者であるとき。

- 2 前項各号のいずれにも該当するときであっても、同項の規定の適用は1回に限る。

- 3 運転手は、予約センターから町外者でないことの確認を行うよう指示があったときは、乗車の際、利用者に対し、運転免許証その他町長が認める書類の提示を求め、町外者でないことを確認するものとする。

- 4 前項の場合において、利用者が複数あるときは、そのうちの1人の書類の提示をもって足りるものとする。この場合において、当該書類の提示がないとき又は町外者でないことを確認できないときは、当該利用について第1項に定める割増料金を徴収するものとする。

（委託料の支払）

第8条 町長は、受託事業者に対し、別に定める業務委託契約に基づき委託料を支払うものとする。

- 2 前項の委託料は、運転労務費、安全管理費等の項目について、実稼働時間や走行距離等に応じた単価契約、又はこれに準ずる方法により算定するものとする。

（実績報告及び分析）

第9条 受託事業者は、日々の運行から得られる次のデータを収集・整理し、定期的に町長へ報告するものとする。

（1）予約申込数及び予約成立率（不成立の場合はその理由）

（2）車両区分別の利用件数、走行距離及び利用時間

（3）収受した使用料の実績

（4）利用者属性（町内・町外、年齢層、利用目的等）

- 2 町長は、受託事業者が運行管理に関して取得した個人情報について、漏えい等の防止に配

慮し、適正に管理しなければならない。

(車両の表示)

第10条 スポット便に使用する車両は、通常のコミュニティバス車両と識別できるよう、専用のマグネット等を貼付して運行するものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行日)

1 この要綱は、令和8年7月1日から施行する。

(検討)

2 町長は、実証運行期間（令和8年7月1日から令和9年6月30日までをいう。）が終了したときは、当該実証運行の結果を踏まえ、運賃体系及び運送資源（車両、乗務員の配置その他の運行体制をいう。）について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。